

社会医療法人 健生会 日の出診療所
訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

第 1 条(運営規程設置の主旨)

社会医療法人健生会が開設する日の出診療所(以下「当院」という。)において実施する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーションを含む：以下同じ)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第 2 条(事業の目的)

訪問リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身機能・ADL の維持回復を図ることを目的とする。

第 3 条(運営の方針)

- 1 当事業所では、訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持でき、または社会参加の機会が増える様に、在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 当事業所では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当院が得た利用者の個人情報については、当院での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第 4 条(当院の名称及び所在地等)

当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 日の出診療所
- (2) 開設年月日 1996 年 10 月
- (3) 所在地 奈良県大和高田市日之出町 11 番 6 号
- (4) 電話番号 0745-23-4321 FAX 番号 0745-23-5377
- (5) 管理者名 所長 佐藤 崇
- (6) 介護保険指定番号 2910801352(号)

第 5 条(従業員の職種、員数)

当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については、法令の定める所による。

- (1) 管理者 1 名
- (2) 医師 1 名以上
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1 名以上

第 6 条(従業者の職務内容)

前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や関連職種等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

第 7 条(営業日及び営業時間)

訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間を以下のとおりとする。

- (1) 年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)、祝祭日を除く、毎週月曜日から金曜日までの 5 日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までを営業時間とする。

第 8 条(事業の内容)

訪問リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等のスタッフによって作成されるリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを利用者の居宅を訪問して行う。また、利用者の家族に対し必要な指導を行う。

第 9 条(利用者負担の額)

事業所所在地 (大和高田市, 地域区分: 7 級地)

- (1) 保険給付の自己負担額を、支払いを受ける。

- (2) 各種報酬・加算等を以下の通りとする。

・訪問リハビリテーション費 1	(1 回 20 分につき)	308 単位
・介護予防訪問リハビリテーション費 1	(1 回 20 分につき)	298 単位

- (3) 利用者様・家族様の同意により次の加算・減算等があります。

・サービス提供体制強化加算 I	(1 回 20 分につき)	6 単位
・移行支援加算 (要介護認定者のみ)	(1 日につき)	17 単位
・短期集中リハビリテーション加算	(1 日につき)	200 単位
・認知症短期集中リハビリテーション加算	(1 日につき)	240 単位
・退院時共同指導加算	(初回のみ)	600 単位

＊退院前の会議に参加し、医療機関と共同指導を行った場合

・リハビリマネジメント加算(イ)/(ロ)	(1 月につき)	(イ)180 単位 (ロ)213 単位
＊医師が利用者・家族へ説明した場合…270 単位		

・計画診療未実施減算	(1 回 20 分につき)	－50 単位
・予防 12 月超減算 (要支援認定者のみ)	(1 回 20 分につき)	－30 単位

＊診療情報提供書料: 250 円 (1 割負担の場合)

＊サービスの開始・継続にあたり、事業所以外の外部医師より診療情報の提供を受けた場合、情報提供頂いた医療機関にお支払い頂きます。

第 10 条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

大和高田市、香芝市、葛城市、橿原市、広陵町

第 11 条(虐待の防止等)

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第 12 条(非常災害対策)

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当院管理者を充てる。(当院管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、当院職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当院は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第 13 条(業務継続計画の策定等)

- 1 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第 14 条(事故発生の防止及び発生時の対応)

当事業所は訪問リハビリテーションの提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を行う。万が一、訪問時に何らかの病状変化・リハビリ中の事故等があった場合は、速やかに、担当の介護支援専門員や同意書に記載頂いた緊急時及び事故発生時の連絡先へ連絡を行う。(※往診・訪問看護を受けておられる場合も、各院所・事業所に必要に応じて、連絡を行う。)

第 15 条(職員の服務規律)

当事業所は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に次の事項に留意すること。

- (1)利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2)常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3)お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

第 16 条(職員の質の確保)

当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。当院は、全ての従業員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第 17 条(職員の勤務条件)

当事業所の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人健生会の就業規則による。

第 18 条(職員の健康管理)

当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

第 19 条(衛生管理)

- 1 利用者に対して使用する検査・測定機器の衛生的な管理に努める。
- 2 当施設の設備および備品等の衛生的な管理に努め、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第 20 条(守秘義務及び個人情報の保護)

当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

第 21 条(記録の保存年限)

- 1 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録をサービス提供日から 5 年間保管する。
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じる。但し、家族等その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じる。

第 22 条(苦情処理)

健生会介護事業苦情処理マニュアルに基づき、苦情受付窓口を以下のようにする。

- (1) 苦情解決責任者 管理者
- (2) 苦情受付担当者 事務長
- (3) 苦情受付窓口 0745-23-4321 (代表)

相談時間(平日:午前 9 時から午後 5 時まで)

その他の苦情窓口 大和高田市介護保険課 0745-22-1101
国民健康保険団体連合会 0744-29-8319

第 23 条(ハラスメント(迷惑行為)に対する対応)

当事業所は利用者の著しい不信行為、暴力・暴言・威嚇(口頭によるものも含む)、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと相応又は同等の行為によりこの契約を継続する事が困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除する事が出来る。この場合は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所にその旨を連絡する。

第 24 条(その他運営に関する重要事項)

- 1 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示。
- 2 当事業所は、適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 訪問リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人健生会土庫病院の管理委員会において定めるものとする。

付 則

- この運営規程は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。
令和 6 年 3 月 1 日より施行する。
令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
令和 6 年 6 月 1 日より施行する。

訪問リハビリテーションサービスのご案内（重要事項説明書）

社会医療法人 健生会 日の出診療所

1. 訪問リハビリテーションの申し込みからサービス開始まで

訪問リハビリテーションは、理学療法士・作業療法士等が家庭訪問して、病気や障害によって損なわれた身体機能等の維持回復が必要とされる方のリハビリテーションを行うサービスです。

介護保険制度のほか医療保険制度でも利用できる方もあります。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら行いますので安心して在宅療養を続ける事ができます。

お申し込みに関しては、主治医、担当ケアマネジャー等にご相談下さい。訪問リハビリテーションの利用開始にあたって主治医の情報提供書とケアマネジャーのケアプランが必要です。

2. 訪問リハビリテーションサービスの内容

- リハビリテーション（筋力・関節可動域・疼痛の改善、基本動作・生活関連動作能力の向上）
- 病状・障害の観察 ○家族など介護者への必要な指導やアドバイス
- 精神・心理面の援助 等

3. 訪問地域

- 大和高田市、香芝市、葛城市、橿原市、広陵町等

4. 訪問日時のご案内

- 営業日：月曜日から金曜日。 *祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）、お盆期間を除く。
- 訪問予定日は予めカレンダーを作成し、お知らせさせていただきます。
*担当スタッフの急な体調不良や業務上必要な出張等により、急にお休みを頂く場合があります。
- 訪問時間：午前9時から午後5時まで。
*当日の交通事情等により訪問時間が前後する場合があります。
*訪問日や時間変更、休みの希望がある場合は、事前にご連絡お願い致します。

5. ご利用料金

- 介護保険給付の自己負担額を、別紙：利用料金表によりお支払いいただきます。
- 介護給付以外の材料費等利用料は、予め説明し、同意を得た上でお支払いいただきます。
- 訪問リハビリテーションの実施に当たり、当事業所の医師以外の外部医師より、リハビリテーション指示及び情報提供を受けた場合、情報提供元の医療機関へ診療情報提供料をお支払いいただきます。

6. ご利用にあたってのお願い

☆感染対策：個人用防護服（PPE）着用の下、感染対策を徹底致します。

利用者様・家族様には、マスク着用のお願い、部屋内換気等など感染対策に対するご理解・ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

☆サービス開始にあたり、介護保険証等を確認させていただきます。

☆当施設では、リハビリテーションの専門職の養成校から実習生の受け入れを行っております。
教育目的での実習生のリハビリ見学の可否について、ご相談させて頂く事があります。

7. 苦情のご相談

☆担当窓口：日の出診療所 訪問リハビリテーション

管理者：淵脇 崇 080-3365-0520

☆相談時間：平日の午前9時から午後5時

☆その他の窓口：大和高田市介護保険課 0745-22-1101

国民健康保険団体連合会 0744-29-8319

8. 連携・緊急時の対応について

事業者は訪問リハビリテーションの提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を行います。万が一、訪問時に何らかの急変等利用者様の緊急時・リハビリ中の事故等があった場合は、速やかに、かかりつけの主治医、担当の介護支援専門員や同意書に記載頂いた緊急時及び事故発生時の連絡先へ連絡を行います。（※往診・訪問看護を受けておられる場合も、各院所・事業所に必要に応じてご連絡させていただきます。）

9. 訪問療法士紹介

人員基準に準じて、配置しております。

10. 事業者概要

事業者：社会医療法人 健生会 日の出診療所

代表者名：社会医療法人 健生会 日の出診療所 所長：佐藤 崇

指定番号：2910801352

所在地：大和高田市日之出町11番6号

電話番号：0745-23-4321

*訪問リハビリに関するお問い合わせは下記の番号までご連絡下さい。

0745-23-5530（介護老人保健施設ふれあい事務所）

当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり重要事項説明書に基づいて、利用者又は代理人等へサービスの内容及び重要事項を説明しました。

事業者

所在地：大和高田市日之出町11番6号

事業者：社会医療法人 健生会 日の出診療所

代表者：日の出診療所 管理者：佐藤 崇